

半 期 報 告 書

(第44期中)

株式会社ルネサンス

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された期中レビュー報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表】	16
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

期中レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【中間会計期間】	第44期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社ルネサンス
【英訳名】	RENAISSANCE, INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 望 月 美 佐 緒
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	03(5600)7811
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	03(5600)7811
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 中間連結会計期間	第44期 中間連結会計期間	第43期
会計期間	自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日	自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
売上高 (千円)	31,367,147	31,702,951	63,737,043
経常利益又は経常損失(△) (千円)	445,264	△348,424	1,224,954
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	216,160	24,582	766,000
中間包括利益又は包括利益 (千円)	261,831	48,784	894,401
純資産額 (千円)	11,552,427	11,974,175	12,118,500
総資産額 (千円)	54,226,892	56,032,465	55,435,594
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	10.91	0.77	39.48
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	9.78	0.76	34.26
自己資本比率 (%)	21.3	21.3	21.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	510,888	△95,984	3,510,362
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,733,719	△2,120,719	△3,158,918
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,965,323	2,476,112	1,086,231
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	6,992,712	7,962,119	7,680,354

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第43期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第43期中間連結会計期間に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社であった株式会社スポーツオアシスは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）においては、6月～9月のスポーツクラブの新規入会が4か月連続で前年を上回り好調だったことにより、在籍会員数が増加しました。加えて、ホームフィットネス事業の9月に発売した新商品が順調な売れ行きとなりました。また、総合型スポーツクラブ2施設の開業及び既存施設のリニューアルならびに給与水準のアップ等、中長期を見据えた投資を積極的に実施しました。その結果、第2四半期連結会計期間の営業利益は3億40百万円、経常利益は1億70百万円と、回復基調となりましたが、低調な滑り出しとなった4月、5月の影響をカバーするには至らず、当中間連結会計期間の業績は、売上高317億2百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益59百万円（前年同期比93.0%減）、経常損失3億48百万円（前年同期より7億93百万円減）、親会社株主に帰属する中間純利益24百万円（前年同期比88.6%減）となりました。

当社グループは今後の新たな成長に向け、4月1日付で社長を交代するとともに、株式会社スポーツオアシス（以下、「オアシス」といいます。）と合併しました。また、引き続きコストの上昇や競合環境の激化等、急速に変化する事業環境への対応として9月1日付で組織改定を行い、迅速な意思決定及び各種施策の実行に取り組んでおります。

なお、前連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前中間連結会計期間の数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

当社グループは、「生きがい創造企業」という企業理念のもと、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、すべてのライフステージにおいて、人々が心身ともに「健康」で「生きがい」を持って豊かに過ごせることを目指し、事業活動に取り組んでおります。また、2024年5月に「2024-2027中期経営計画」を策定し、①総合型スポーツクラブのリーディングカンパニーとして業界をリードすること及び②フィットネス業界の枠を超えた中長期成長ドライバーの創出を重要テーマに位置づけております。

<スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業では、長引く猛暑の影響から熱中症対策として屋内施設への関心が高まったことや、7月より導入を開始した新たなスタジオプログラム「Essential Pilates（エッセンシャル ピラティス）」が好評となったこと等により、新規入会が好調に推移しました。特に法人契約を結ぶ企業・健康保険組合向けマンスリーコーポレート会員は、都心立地が多いオアシスの店舗網を活かし、会員数の増加が顕著となりました。また、施設の魅力向上の取組として、スポーツクラブが運動だけでなく幅広いアイテムで心身のリフレッシュができる場となることを目指し、サウナ・スパエリアの拡充やコワーキングスペースの導入等のリニューアル投資を既存店38店舗において実施しました。なお、当中間連結会計期間において、4月に「スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス 東札幌24（北海道札幌市）」、7月に「スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス・ビエラ明舞24（兵庫県神戸市）」を新たに開業しました。この結果、スポーツクラブ事業の売上高は269億75百万円（前年同期比1.6%増）、当中間連結会計期間末の在籍会員数は454,484名（前年同期比2.1%増）※となりました。

※当中間連結会計期間より、オンライン会員数を含めず、ルネサンスベトナムのスポーツクラブ在籍会員数を含めた数値にて記載しております。

＜地域・自治体向けの健康づくり事業（BtoG領域）＞

スポーツクラブ運営のノウハウを活かした地域・自治体向けの健康づくり事業では、当中間連結会計期間において、熊本県菊陽町、神奈川県横須賀市教育委員会及び一般社団法人生涯健康社会推進機構、岡山県倉敷市と地域住民の健康増進や児童生徒の体力向上、防災等に関連する協定を結び、自治体との連携を強化しました。また、スポーツクラブ事業とBtoG領域の事業間連携が進んだことにより地域の介護予防教室及び学校の水泳授業等の受託が拡大し、特に学校の水泳授業は社会的なニーズの高まりを受けて、受託数が前年同期比68.4%増となりました。公共施設等官民連携事業（PPP）においては、東京都東大和市、福岡県北九州市、沖縄県名護市、広島県府中市において新たに9つの施設の管理運営を開始しました。

＜企業・健康保険組合向けの健康づくり事業（BtoB領域）＞

企業・健康保険組合向けの健康づくり事業では、オンラインレッスンサービス「RENAISSANCE Online Livestream」を住友生命保険相互会社のVitality会員等企業の有する顧客に向けて提供するとともに、企業のニーズに合わせたオンラインレッスンのカスタマイズ販売を促進しました。

また、ヘルスリテラシーの向上を通じて企業の健康経営の実践を支援するオンライン健康サービス「スマートAction」の提案に取り組みしました。

＜介護・医療周辺事業＞

介護・医療周辺事業では、リハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」において、5月に「ルネサンス 元氣ジム東久留米（直営）」（東京都東久留米市）、6月に「ルネサンス 元氣ジム目白台（直営）」（東京都文京区）及び「ルネサンス 元氣ジム広島宇品（フランチャイズ）」（広島県広島市）、8月に「ルネサンス 元氣ジム川崎八丁畷（直営）」（神奈川県川崎市）、9月に「ルネサンス 元氣ジムいわき小名浜（フランチャイズ）」（福島県いわき市）の計5施設を新規開設しました。また、介護施設を運営する事業所等に向けたオンライン体操教室等、BtoB領域のソリューション提案に取り組みました。なお、今後の介護リハビリ事業の拡大に向け、M&Aを含めた検討を行っております。この結果、当中間連結会計期間における介護・医療周辺事業の売上高は11億26百万円（前年同期比14.6%増）となりました。

＜ホームフィットネス事業＞

ホームフィットネス事業では、前連結会計年度に想定を超える売れ行きとなったステッパーの販売数が例年並みの水準で推移しました。また、9月に発売した顔回りのたるみケアと飲み込む力（嚥下）の両面をサポートする新商品「スタイリーフェイス」がTV通販及びECサイトともに好調となり、売上は回復傾向となりました。なお、主力商品の販売促進や今後の新商品発売に向けた事業体制の強化を進めております。この結果、当中間連結会計期間におけるホームフィットネス事業の売上高は21億25百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

当中間連結会計期間の新規出店（業務受託、指定管理を含む）は以下のとおりです。

出店・開設 時期	施設名	施設形態
2025年4月	スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス 東札幌24(北海道札幌市)	スポーツクラブ
2025年4月	東大和市体育施設等（全6施設）（東京都東大和市）	指定管理
2025年4月	北九州市立浅生スポーツセンター（福岡県北九州市）	指定管理
2025年4月	名護市B＆G海洋センタープール（沖縄県名護市）	指定管理
2025年5月	ルネサンス 元氣ジム東久留米（東京都東久留米市）	介護リハビリ （直営）
2025年6月	ルネサンス 元氣ジム目白台（東京都文京区）	介護リハビリ （直営）
2025年6月	ルネサンス 元氣ジム広島宇品（広島県広島市）	介護リハビリ （フランチャイズ）
2025年7月	スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス・ビエラ明舞24 （兵庫県神戸市）	スポーツクラブ
2025年7月	府中市B＆G海洋センター（広島県府中市）	指定管理
2025年8月	ルネサンス 元氣ジム川崎八丁畷（神奈川県川崎市）	介護リハビリ （直営）
2025年9月	ルネサンス 元氣ジムいわき小名浜（福島県いわき市）	介護リハビリ （フランチャイズ）

退店・受託 終了時期	施設名	施設形態
2025年 5月	BEACHTOWN HIBIYA PARK（東京都千代田区）	アウトドアフィットネス （直営）
2025年 6月	Re PT GYM RENAISSANCE JAPAN Times City（ベトナム ハノイ市）	パーソナルトレーニングジム （ルネサンスベトナム）

以上の結果、当中間連結会計期間末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ234施設（ルネサンス：直営142施設、業務受託86施設、運営支援 4 施設、RENAISSANCE VIETNAM, INC.：直営 2 施設）、小型業態 2 施設、介護リハビリ 51施設（直営39施設、フランチャイズ12施設）、アウトドアフィットネス 9 施設（直営 3 施設、業務受託 6 施設）の計296施設となりました。

また、第 3 四半期連結会計期間以降は、以下の新規出店を予定しております。

出店・開設 時期	施設名	施設形態
2025年11月	ルネサンス 元氣ジム青葉台（神奈川県横浜市）	介護リハビリ （直営）

当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ 5 億96百万円増加し、560億32百万円となりました。これは主に、建物及び構築物が増加したこと等により固定資産合計が 6 億16百万円増加したことによるものです。

当中間連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ 7 億41百万円増加し、440億58百万円となりました。これは主に、長期借入金が増加したこと等により固定負債合計が 9 億83百万円増加したことによるものです。

当中間連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ 1 億44百万円減少し、119億74百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益24百万円を計上したこと、配当金 1 億80百万円を支払ったこと等により利益剰余金が 1 億55百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の中間連結会計期間末残高は79億62百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間△95百万円（前年同期 5 億10百万円）

営業活動の結果減少した資金は、95百万円となりました。これは主に減価償却費16億57百万円（前年同期比9.5%増）、未払消費税等の減少額 7 億29百万円、未払金の減少額 6 億 6 百万円（同3.7%減）、利息の支払額 4 億 4 百万円（同8.7%増）によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間△21億20百万円（前年同期△17億33百万円）

投資活動に使用した資金は、21億20百万円（前年同期比22.3%増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出20億38百万円（同14.9%増）、無形固定資産の取得による支出 1 億62百万円（同42.1%増）、敷金・保証金の回収による収入62百万円（同81.0%減）によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間24億76百万円（前年同期19億65百万円）

財務活動により得られた資金は、24億76百万円（前年同期比26.0%増）となりました。これは主に長期借入れによる収入30億円（同76.5%増）、短期借入金の純増加額16億円（同23.8%減）、長期借入金の返済による支出14億38百万円（同20.7%増）、リース債務の返済による支出 4 億92百万円（同3.2%減）によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定または締結等はありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した財務上の特約等が付された金銭消費貸借契約及び社債について、弁済期限（償還期限）又は特約の内容の変更、特約に定める一定の事由の発生はありません。

なお、2024年4月1日前に締結された金銭消費貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第6項により記載を省略しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,400,000
A種種類株式	2,092,000
計	52,400,000

(注) 当社の定款第6条に定められたところにより、当社の普通株式及びA種種類株式をあわせた発行可能株式総数は、52,400,000株であります。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,379,000	21,379,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に制限のない標準となる株式(注)2
A種種類株式	2,092,000	2,092,000	非上場	(注)2 (注)3
計	23,471,000	23,471,000	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までのA種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 単元株式数は、普通株式及びA種種類株式のそれぞれにつき100株であります。

3. A種種類株式の内容は次の通りであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、956円（以下、「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額

(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

(1) A種種類株主は、当社の株主総会及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式100株につき1個の議決権を有する。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	三菱UFJ信託銀行株式会社
	証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、本(注)3において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下、本(注)3において「交付株式数」という。）は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初956円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} \right) + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ \text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\quad}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \end{aligned}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）

に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑥ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、A種種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- (iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以

下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日から5年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月30日	—	23,471,000	—	3,210,356	—	3,146,780

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)			発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
		普通株式	A種 種類株式	合計	
D I C(株)	東京都板橋区坂下3丁目35-58	3,742	—	3,742	17.81
AAGS S3, L.P. (常任代理人 ㈱イントリム)	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands (東京都港区芝2丁目10番6号 EARTH SHIBA BLD. 3階)	—	2,092	2,092	9.95
SOMPOホールディングス (株)	東京都新宿区西新宿1丁目26番1 号	1,603	—	1,603	7.63
日本マスタートラスト信託銀 行(株) (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティA I R	1,363	—	1,363	6.49
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,000	—	1,000	4.76
ルネサンス従業員持株会	東京都墨田区両国2丁目10-14 両国シティコア3階	449	—	449	2.13
齋藤 敏一	千葉県船橋市	350	—	350	1.66
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	193	—	193	0.91
斎藤フードアンドヘルス(株)	東京都墨田区石原2丁目18-7- 701	130	—	130	0.61
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH-PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	787 7TH AVENUE, NEW YORK, NEW YORK (東京都中央区日本橋3丁目11- 1)	110	—	110	0.52
計	—	8,941	2,092	11,033	52.52

(注) 1. 所有株式数千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)、(株)日本カストディ銀行の所有株式は、信託業務に係るものであります。

3. 上記のほか当社所有の自己株式2,463千株(10.49%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,463,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,906,900	189,069	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 2,092,000	20,920	(注) 3
単元未満株式	普通株式 9,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	23,471,000	—	—
総株主の議決権	—	209,989	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式58株が含まれています。

3. 「A種種類株式」の内容は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 3」に記載の通りです。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルネサンス	東京都墨田区両国2丁目 10-14	2,463,000	—	2,463,000	10.49
計	—	2,463,000	—	2,463,000	10.49

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員 スポーツクラブ事業統括本部長	取締役 専務執行役員 ヘルスケア事業本部長	吉田 智宣	2025年9月1日

(4) 執行役員に関する事項

当社は、2004年6月28日より執行役員制度を導入しており、前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における執行役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務執行役員 ヘルスケア事業本部長 兼 DX推進プロジェクトメンバー	常務執行役員 マーケティング推進本部長 兼 DX推進プロジェクトメンバー	武藤 亮夫	2025年9月1日
常務執行役員 スポーツクラブ事業統括本部 副本部長 兼 第4営業部長	常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長	落合 浩二	2025年9月1日
常務執行役員 アクティブエイジング部長 兼 シナプソロジー研究所長	常務執行役員 ヘルスケア事業本部副本部長 兼 アクティブエイジング部長 兼 シナプソロジー研究所長	鈴木 有加里	2025年9月1日
執行役員 スポーツクラブ事業統括本部 ヘルスケア事業担当 兼 第5営業部長	執行役員 スポーツクラブ事業本部副本部長	渋谷 弘衛	2025年9月1日
執行役員 スポーツクラブ事業統括本部 施設開発・施設管理・海外事業管掌 兼 RENAISSANCE VIETNAM INC. 顧問	執行役員 施設開発本部長 兼 RENAISSANCE VIETNAM INC. 顧問	大森 健司	2025年9月1日
執行役員 事業イノベーション推進部長 兼 マーケティングデザイン部長 兼 DX推進プロジェクトリーダー	執行役員 マーケティング推進本部副本部長 兼 事業イノベーション推進部長 兼 DX推進プロジェクトリーダー	平野 晃浩	2025年9月1日
執行役員 管理本部 統合推進担当（管理部門）	執行役員 管理本部 本部長補佐	田中 雅則	2025年9月1日
執行役員 事業サポート部長 兼 統合推進担当（運営部門）	執行役員 マーケティング推進本部 本部長補佐 兼 事業サポート部長	辻岡 拓郎	2025年9月1日
執行役員 スポーツクラブ事業企画部長 兼 スポーツクラブ事業統括本部 商品開発管掌	執行役員 スポーツクラブ事業企画部長	八木 友広	2025年9月1日

退任執行役員

役職名	氏名	退任年月日
執行役員 事業サポート部長 兼 統合推進担当（運営部門）	辻岡 拓郎	2025年9月30日

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,680,354	7,962,119
売掛金	2,379,089	2,120,384
商品	803,643	672,792
その他	1,740,989	1,833,427
貸倒引当金	△12,918	△12,737
流動資産合計	12,591,159	12,575,986
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,091,727	9,912,939
リース資産（純額）	13,070,369	12,509,666
その他（純額）	3,325,267	3,349,736
有形固定資産合計	25,487,364	25,772,342
無形固定資産		
のれん	883,132	840,999
顧客関連資産	592,285	542,928
その他	487,711	522,310
無形固定資産合計	1,963,129	1,906,238
投資その他の資産		
投資有価証券	42,198	51,703
敷金及び保証金	12,317,705	12,386,952
繰延税金資産	1,973,577	2,415,634
その他	1,051,345	918,969
投資その他の資産合計	15,384,826	15,773,260
固定資産合計	42,835,321	43,451,840
繰延資産	9,114	4,638
資産合計	55,435,594	56,032,465
負債の部		
流動負債		
買掛金	133,128	90,982
短期借入金	4,200,000	5,800,000
1年内返済予定の長期借入金	2,220,584	2,280,000
未払法人税等	502,376	258,429
賞与引当金	1,131,581	1,136,503
その他	7,398,342	5,778,041
流動負債合計	15,586,013	15,343,956
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,499,988	1,499,988
長期借入金	5,318,053	6,820,000
リース債務	14,781,738	14,275,598
退職給付に係る負債	1,248,756	1,285,863
資産除去債務	2,407,034	2,436,294
その他	2,475,510	2,396,589
固定負債合計	27,731,080	28,714,333
負債合計	43,317,093	44,058,290

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,210,356	3,210,356
資本剰余金	5,813,447	5,780,280
利益剰余金	5,688,784	5,533,303
自己株式	△2,506,960	△2,486,838
株主資本合計	12,205,628	12,037,101
その他の包括利益累計額		
其他有価証券評価差額金	14,256	17,382
為替換算調整勘定	△183,224	△160,867
退職給付に係る調整累計額	70,167	68,884
その他の包括利益累計額合計	△98,800	△74,599
新株予約権	11,673	11,673
純資産合計	12,118,500	11,974,175
負債純資産合計	55,435,594	56,032,465

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
売上高	31,367,147	31,702,951
売上原価	28,653,606	29,803,881
売上総利益	2,713,540	1,899,069
販売費及び一般管理費	※ 1,862,517	※ 1,839,736
営業利益	851,022	59,333
営業外収益		
受取利息	4,464	10,522
助成金収入	1,384	16,873
その他	28,747	30,860
営業外収益合計	34,596	58,255
営業外費用		
支払利息	369,980	409,206
為替差損	56,916	35,202
その他	13,457	21,603
営業外費用合計	440,354	466,013
経常利益又は経常損失 (△)	445,264	△348,424
特別利益		
固定資産売却益	28	973
特別利益合計	28	973
特別損失		
固定資産除却損	21,938	12,220
その他	1,074	669
特別損失合計	23,013	12,889
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	422,279	△360,341
法人税、住民税及び事業税	251,542	57,923
法人税等調整額	△45,423	△442,846
法人税等合計	206,118	△384,923
中間純利益	216,160	24,582
親会社株主に帰属する中間純利益	216,160	24,582

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	216,160	24,582
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,434	3,126
為替換算調整勘定	38,230	22,357
退職給付に係る調整額	4,005	△1,282
その他の包括利益合計	45,670	24,201
中間包括利益	261,831	48,784
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	261,831	48,784
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	422,279	△360,341
減価償却費	1,513,503	1,657,038
のれん償却額	42,133	42,133
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	10,874	35,235
長期未払金の増減額 (△は減少)	△83,917	△50,969
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,434	△26,410
固定資産売却益	△28	△973
固定資産除却損	21,938	12,220
受取利息及び受取配当金	△4,564	△10,665
支払利息	369,980	409,206
売上債権の増減額 (△は増加)	43,253	240,805
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,955	189,813
前払費用の増減額 (△は増加)	△125,423	△129,782
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,105	△42,146
未払金の増減額 (△は減少)	△629,243	△606,212
未払費用の増減額 (△は減少)	△104,816	△49,552
前受金の増減額 (△は減少)	△43,405	△27,728
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△62,880	△729,300
その他	△211,698	70,104
小計	1,146,700	622,475
利息及び配当金の受取額	675	7,183
利息の支払額	△371,585	△404,018
法人税等の支払額	△264,901	△321,624
営業活動によるキャッシュ・フロー	510,888	△95,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	—	△5,000
有形固定資産の取得による支出	△1,774,521	△2,038,686
有形固定資産の売却による収入	28	1,219
無形固定資産の取得による支出	△114,448	△162,664
長期貸付けによる支出	△39,411	—
長期貸付金の回収による収入	28,425	26,448
敷金及び保証金の差入による支出	△375,370	△17,841
敷金及び保証金の回収による収入	328,402	62,267
子会社株式の取得価額調整による収入	218,727	—
その他	△5,552	13,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,733,719	△2,120,719
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,100,000	1,600,000
長期借入れによる収入	1,700,000	3,000,000
長期借入金の返済による支出	△1,191,542	△1,438,637
リース債務の返済による支出	△508,718	△492,441
自己株式の処分による収入	7,749	20,287
配当金の支払額	△142,165	△179,764
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	—	△33,333
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,965,323	2,476,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	38,230	22,357
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	780,722	281,765
現金及び現金同等物の期首残高	6,211,989	7,680,354
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 6,992,712	※ 7,962,119

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間において、株式会社ルネサンスを存続会社、株式会社スポーツオアシスを消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、株式会社スポーツオアシスを連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社における商品の評価方法は、従来、主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）を採用していましたが、当中間連結会計期間より主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）に変更しております。

当該変更は、2025年4月1日に当社の連結子会社であった株式会社スポーツオアシスを吸収合併したことを契機に、原価管理方法の統一とより精緻な期間損益計算を実現することを目的として、棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
従業員給料及び賞与	440,826千円	461,280千円
賞与引当金繰入額	103,648千円	97,973千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	6,992,559千円	7,962,119千円
預け金（流動資産その他）	153千円	—
現金及び現金同等物	6,992,712千円	7,962,119千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月17日 取締役会	普通株式	132,218	7.00	2024年3月31日	2024年6月6日	利益剰余金
2024年5月17日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2024年3月31日	2024年6月6日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月8日 取締役会	普通株式	56,688	3.00	2024年9月30日	2024年12月9日	利益剰余金
2024年11月8日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2024年9月30日	2024年12月9日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月23日 取締役会	普通株式	170,064	9.00	2025年3月31日	2025年6月11日	利益剰余金
2025年5月23日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2025年3月31日	2025年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月7日 取締役会	普通株式	75,663	4.00	2025年9月30日	2025年12月8日	利益剰余金
2025年11月7日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2025年9月30日	2025年12月8日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し)

2024年3月31日に行われた株式会社スポーツオアシスとの企業結合について前中間連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、前連結会計年度末に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、暫定的に算定されたのれんの金額1,542,322千円は、会計処理の確定により636,913千円減少し、905,408千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が691,000千円、繰延税金負債が126,904千円増加し、有形固定資産が59,011千円、資産除去債務が134,806千円減少したこと等によるものです。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、売上原価が1,499千円減少、販売費及び一般管理費が24,860千円増加したことにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ23,360千円減少し、中間純利益及び親会社株主に帰属する中間純利益がそれぞれ6,283千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、「スポーツクラブ運営事業」のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は以下のとおりです。

(分解情報の区分変更)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、当中間連結会計期間より、株式会社スポーツオアシスの吸収合併及び組織変更に伴い、報告区分及び各区分に含む事業内容を一部変更しております。なお、前中間連結会計期間についても変更後の内容に基づき組替えを行ったものを記載しております。

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

区分		売上高(千円)
スポーツ施設売上高	フィットネス部門合計	14,195,080
	スイミングスクール	6,466,876
	テニススクール	2,085,180
	その他スクール	886,836
	スクール部門合計	9,438,892
	プロショップ部門	402,984
	その他の収入(注)	2,412,239
スポーツ施設売上高		26,449,197
地域・企業等の健康づくり	地域の健康づくり (BtoG)	1,192,145
	企業の健康づくり (BtoB)	253,083
地域・企業等の健康づくり		1,445,228
介護リハビリ		983,519
ホームフィットネス		2,377,892
顧客との契約から生じる収益		31,255,837
その他の収益		111,309
外部顧客への売上高		31,367,147

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

区分		売上高(千円)
スポーツ施設売上高	フィットネス部門合計	14,280,326
	スイミングスクール	6,657,510
	テニススクール	2,171,713
	その他スクール	870,727
	スクール部門合計	9,699,951
	プロショップ部門	476,912
	その他の収入(注)	2,399,636
スポーツ施設売上高		26,856,827
地域・企業等の健康づくり	地域の健康づくり (BtoG)	1,220,293
	企業の健康づくり (BtoB)	255,603
地域・企業等の健康づくり		1,475,896
介護リハビリ		1,126,788
ホームフィットネス		2,125,199
顧客との契約から生じる収益		31,584,712
その他の収益		118,238
外部顧客への売上高		31,702,951

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	10円91銭	0 円77銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	216, 160	24, 582
普通株主に帰属しない金額(千円)	9, 999	9, 999
(うち優先配当額 (千円))	(9, 999)	(9, 999)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	206, 160	14, 583
普通株式の期中平均株式数(株)	18, 891, 205	18, 903, 637
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	9 円78銭	0 円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 中間純利益調整額 (千円)	15, 231	—
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	(5, 231)	(—)
普通株式増加数 (株)	3, 740, 463	193, 751
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	2023年1月23日発行の A種種類株式 普通株式転換の目的と なる株式 2, 092, 000株 2023年1月23日発行の 第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 新株予約権の数 49個 (普通株式1, 569, 000株)

(注) 前連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前中間連結会計期間に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2025年5月23日の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

普通株式

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当の総額 | 170,064千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 9円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2025年6月11日 |

A種種類株式

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当の総額 | 9,999千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 4円78銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2025年6月11日 |

また、第44期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）中間配当について、2025年11月7日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に登録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

普通株式

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当の総額 | 75,663千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 4円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2025年12月8日 |

A種種類株式

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当の総額 | 9,999千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 4円78銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2025年12月8日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社ルネサンス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大

竹

貴

也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅

井

則

彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施

される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【会社名】	株式会社ルネサンス
【英訳名】	RENAISSANCE, INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 望 月 美 佐 緒
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員望月美佐緒及び当社取締役専務執行役員最高財務責任者安澤嘉丞は、当社の第44期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI
P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。

宝印刷株式会社印刷